

一般質問

市政全般にわたり20人の議員が質問 (紙面の都合により要旨を掲載)

「多選禁止」は条例で

竹市議員 (市民連合)

市長の政治姿勢について
これまで自治体による多選禁止の条例化への取り組みでは、憲法が保障する法の下での平等や職業選択の自由に抵触するのではないかという意見が示されてきましたが、これに対して総務省の調査研究会が、憲法に反するとは言えないという報告書を出しました。ただ、これを受けて、多選を法律で禁止しようという議論が幅を利かせていることは気になります。

いい人には長くやってもまあええよ、だめなら選挙で有権者が落選させるのが筋だという話も理解はできますが、政治の実情として多選を野放ししておく弊害が大きいから、規制すべきだというのは、経験的に人類が得た知恵だと思います。

市長 私もおかげさまで六期務めさせていただいて、三期・四期がいいとか悪いとかおこがましくてもお話しできる立場ではありませんから、期数の関係は控えさせていただきます。思います。

ただし、自治体の長の多選を禁じるのであればその自治体が自ら条例で規定するのが当然で、法律で定めようというのは中央集権意識丸出しだと思います。

伊澤議員 (市政クラブ)
高齢者の雇用について
六十五歳までの雇用延長を義務づけた「改正高年齢者雇用安定法」が施行されてから一年が経過しました。当該改正法は、六十五歳までの定年延長、六十歳定年後の再雇用、定年制自体の廃止の三点から企業はいずれかを選択、導入しなければならぬとされています。市内の企業において、この改正法についてどこまで周知徹底されているかお示し

伊田議員 (政和会)
教育行政について
学校の安全管理と申しますと、ご時世柄浮かぶのは、まずは防犯に関連した事項、また、登下校を中心とした交通安全に関連した事項かと思いが、私の今回の質問の安全管理は学校の施設面に関連した事項で、校内での事故、ケガに対する対応についてお聞き

民の総意として決めるべきなのか、それとも国が一律に定めるべきなのか、市長の見解を伺います。

高齢者の雇用促進を

「七十歳まで働ける企業」推進プロジェクトをスタートさせ、一定額を支給するとしています。

市内の企業においてはどこまで周知徹底されているのかお示しください。

市長 「改正高年齢者雇用安定法」については、市の広報紙で周知するとともにパンフレットやチラシによるPR、工業会等の関係団体へも周知をお願いしています。

どうなっている？学校の安全管理

伊田議員 (政和会)
教育行政について
学校の安全管理と申しますと、ご時世柄浮かぶのは、まずは防犯に関連した事項、また、登下校を中心とした交通安全に関連した事項かと思いが、私の今回の質問の安全管理は学校の施設面に関連した事項で、校内での事故、ケガに対する対応についてお聞き

児童虐待の対応強化を

沖本議員 (市政クラブ)
児童虐待の対応について
児童相談所の権限と責任を強める改正児童虐待防止法が五月二十五日参議院本会議で成立しましたが、先送りになった問題もあるといわれています。子どもに必要な治療を親が受けさせない「医療ネグレクト」対策であります。近年「医療ネグレクト」の対応について全国的に県や市の歯科医師会が自治体と協力し、虐待防止マニュアルを作成するなど積極的な取り組みが広がっています。神奈川県歯科医師会でも昨年「子ども虐待対応マニュアル」を県と協力して作成され、会員へ配布しています。今年四月一日に座間市歯科医師会が発足されています。この機会に本市としても歯科医師会との連携を図っていただき、児童虐待の早期発見・対応に取り組むべきであると提案します。また、要保護児童の早期発見や適切な保護を図るための「座間市要保護児童対策協議会」の構成機関には、現在、学校、教育委員会が入っていません。学校、教育委員会の他にも、

救急業務トリアーの導入を

大矢議員 (政和会)
救急体制について
救急業務の本来の目的である救命率の向上を目指すためには、緊急度、重傷度の高い傷病者に対し、迅速かつ的確に対応することが効果的と考えられています。しかし、現

地域活動支援センターの運営について

山本議員 (政和会)
障害者地域活動支援センターについて
障害者地域活動支援センターは、障害者地域活動支援センターに併い大幅に変わろうとしています。今度県と市、それぞれ二分の一ずつであった補助金を今年度から県が十六分の一削減され、十六分の七となり削減分を市が肩がわりしています。今後三年間の経過措置を設け、法内施設である地域活動支援センターに移行が検討されると聞いております。その場合、機能強化事業としての社会適応訓練実施等さまざまな事業展開を図ることが必要となり、また、利用者の一部負担の導入や、実績主義による大幅な運営費の削減を生ずることが心配されています。今後どのような運営になるのか、関係者から心配の声が寄せられております。早急に説明会を設ける必要があると思います。

ケアホーム等については、基本的には国・県が責任をもつて対応すべきと考えております。今後の計画では、平成二十年度までに、民間活力を導入し、二カ所十四名分の設置を計画しています。

また、「座間市要保護児童対策協議会」構成機関の拡大について、学校関係、人権擁護委員さん、消防など具体的なお話をいただきました。歯科医師会同様、その拡大等について十分検討をさせていただきます対応をしたいと思っております。

(3面へ続く)